

# 北海道獣医師会狂犬病予防注射事故対策要領

平成10年7月6日 設 定

平成27年2月4日 一部改定

## (目 的)

第1条 この要領は、北海道獣医師会狂犬病予防注射実施要領（昭和26年5月15日制定）に基づき、北海道獣医師会（以下「本会」という。）に所属する獣医師（以下「会員」という。）が実施する狂犬病予防注射（以下「予防注射」という。）に関する業務の円滑な運営を図るため、予防注射業務の実施中に発生した事故などに対する損害の補償などに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (損害の補償)

第2条 本会は、予防注射業務の実施中に発生した事故などで、次の各号の一に該当し、かつ、北海道獣医師会会長（以下「会長」という。）が適当と認めたときは、その損害に対し必要な補償を行う。

- (1) 事故などの発生原因が不可抗力または会員に重大な過失がない場合で、飼い主に対し損害を補償する必要があるとき。
  - (2) 会員が予防注射業務に係わり、死亡または負傷したとき。
  - (3) その他予防注射業務に係る事故等で損害が発生し、補償する必要があるとき。
- 2 補償は補償金とし、見舞金、弔慰金および治療費とする。
- 3 補償の金額は、別表第1、2に定める基準に基づき、事故の発生原因、発生状況およびその他の事項などを勘案し、所定の手続きを経て会長が決定する。

## (事故等の報告)

第3条 会員が実施した予防注射業務により犬に事故などが発生した時、会員はその都度事故などの発生状況を所属支部長（以下「支部長」という。）に報告するとともに、別紙様式1による事故報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の事故などによる犬（以下「事故犬」という。）が死亡したときは、会員は、直ちに支部長に報告するとともに支部長の指示に従い、死亡事故の原因究明などに必要な措置をとるものとする。

第4条 会員が予防注射業務の実施中に事故などに遭ったとき、会員または事故などを確認した者は、直ちに事故などの発生状況を支部長に報告するとともに、別紙様式2による事故報告書を提出しなければならない。

第5条 予防注射の実施中に前2条以外の不可抗力的な事故などが発生したときは、会員は、その都度事故などの発生状況を支部長に報告するとともに別紙様式3による事故報告書を提出しなければならない。

## (事故対策委員会)

第6条 前3条の事故に備え、本会は、次に掲げる事故対策委員会を設置するものとする。

- (1) 支部事故対策委員会
- (2) 本部事故対策委員会

第7条 支部事故対策委員会は、次に掲げる事項を審議または調査し、支部長はその結果を会長に報告するものとする。

- (1) 事故などの概要
  - (2) 事故などの原因
  - (3) 事故犬の評価など
- 2 支部事故対策委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 支部長
- (2) 本会会員 若干名
- (3) 必要に応じ学識経験者 若干名

3 支部事故対策委員会の委員長は、支部長をもってこれに充てる。

第 8 条 会長は、前条の規定に基づき支部長から報告があったときは、本部事故対策委員会に事故などの調査および補償金などについて諮問する。

第 9 条 本部事故対策委員会は、会長の諮問に基づき、次に掲げる事項を審議または調査し、その結果を会長に報告および答申するものとする。

- (1) 事故などの状況調査
- (2) 事故などの原因究明
- (3) 損害の補償および補償金額

2 本部事故対策委員会の組織および委員長は、本会飼育動物獣医事対策委員会の組織および委員長をもってこれに充てる。

3 本部事故対策委員会が必要と認めたときは、学識経験者の意見および事故関係者から事故状況などを聴取することができる。

#### (補償金額の決定)

第 10 条 会長は、前条第 1 項の規定による本部事故対策委員会からの答申に基づき、補償額を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、事故などの状況などから補償金の支払いおよび補償金額について特に問題がないと会長が認めたときは、支部長の意見に基づき、補償金額を決定することができる。この場合、会長は、本部事故対策委員会に事後承認を求めるものとする。

#### (補償金の支払)

第 11 条 会長は、補償金額を決定したときは、直ちに支部長にその旨を通知し、事故犬の飼い主、事故犬を治療した会員、または事故などに遭った会員若しくは会員の遺族に対し補償金を支払うものとする。

2 会長は、犬の事故に際し、事故犬の飼い主に対して補償金を支払う場合、この件に関し今後本会及び予防注射を行った会員に対し補償を申し出ない旨の合意書を得るものとする。

3 会長は、予防注射業務による会員の事故に際し、会員又は会員の遺族に対して補償金を支払う場合、この件に関し今後本会に対し補償を申し出ない旨の合意書を得るものとする。

#### (雑 則)

第 12 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて、その都度会長が定めるところによる。

#### 附 則

この要領は、平成 10 年 7 月 6 日開催の理事会の議を経て、平成 10 年 4 月 1 日に遡及実施する。  
この要領は、平成 27 年 2 月 4 日開催の理事会の議を経て、平成 26 年 4 月 1 日以後に発生した事故について適用する。

別表第 1

事故等の区分		補償金の種類	補償金額の基準
1. 予防注射による 犬の事故	死亡	見舞金	剖検有り 副反応 10万円以内 注射無関係 3万円以内 剖検無し 2万円以内 (花代の支払いは別途可)
	治療	治療費	別表第2の基準により集計
2. 予防注射業務 による会員の事 故	死亡	弔慰金	100万円以内
	負傷	治療費 と 見舞金	治療費(会員の負担額)と見舞金合わせて100万円以内
3 その他予防注射業務 による事故		見舞金	支部長からの報告に基づき、 本会事故対策委員会で決定した額

別表第 2

注射 1 薬剤	400 円	レントゲン検査 (1 回)	1000 円
追加薬剤 1 種類につき	200 円	超音波検査	1000 円
高価な薬剤投与	原価		
静脈内輸液	1000 円	酸素テント (1 日)	3000 円
内服投薬	200 円	入院 (1 日)	1000 円
血液検査		気管挿管	1500 円
生化学 1 項目	200 円	人工呼吸	1000 円
CBC	500 円	心臓マッサージ	1000 円
特殊検査	原価		
糞便検査	300 円	入院 1 日	1000 円
尿検査	500 円		

## 狂犬病予防注射に係る犬の事故発生報告書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道獣医師会

支部長 様

注射実施者 住 所  
 病院名  
 氏 名  
 電話番号

狂犬病予防注射業務に係り、犬の事故が発生したので下記のとおり報告します。

記

1. 所有者	住 所 氏 名		
2. 事故犬	種類 名称	年令	性別
3. 注射の日時	令和 年 月 日 時 投与ワクチン（メーカー名	Lot No.	）
4. 発生状況	(1) 事故発生の日時：令和 年 月 日 時 (2) 注射後治療開始までの経過と症状  (3) 既往症		
5. 治療の経過	転帰：死亡・回復 令和 年 月 日 時 治療費の病院負担：あり・なし		
6. 所有者への対応（死亡事故の場合）			
7. 支部長の意見（補償金額等）			

狂犬病予防注射に係る人身事故発生報告書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道獣医師会

支部長 様

報告者 住 所  
氏 名

印

狂犬病予防注射予防業務に係り、人身事故が発生したので報告します。

1. 事故者 住 所  
氏 名  
所 属

2. 事故発生に至る経過

3. 事故の状況（診断書、治療費明細書添付）

治療費（本人負担額） 円

支部長の意見

狂犬病予防注射に係る事故発生報告書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道獣医師会

支部長 様

報告者 住 所

氏 名

印

狂犬病予防注射業務に係り、事故が発生したので報告します。

1. 事故者 住 所  
氏 名  
所 属

2. 事故発生に至る経過

3. 事故の状況

費用明細 (明細書添付)

円

支部長の意見